

## いるま「太鼓」セッション2023出店要項（一般出店）

いるま「太鼓」セッションは例年9月に入間市博物館の市民広場で開催しており、広く出店を募集しています。

今年度は一般出店に加えキッチンカーも出店します。

### 1. いるま「太鼓」セッション2023出店について

#### (1) 開催日時

令和5年9月10日（日） 午前9時15分～午後4時00分（予定）

#### (2) 会場

入間市博物館市民広場（住所：入間市二本木 100）

#### (3) 出店者数

先着19店舗

※協賛企業は優先的に出店。

#### (4) 出店料

1 枠 6,000円（出店者会議にて支払）

#### (5) 申込受付

【期 間】 7月10日（月）から7月26日（水）まで

【受付時間】 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

【申込方法】 電話または地域振興課窓口へ

※代表者氏名、住所、電話番号、出店内容、食品取り扱いの有無を確認します。

【受 付】 入間市役所 A棟2階 地域振興課

TEL04-2964-1111（内線2146）

#### (6) 出店内容

飲食物（一部制限あり）・物販等

### 2. 提出物

「1（5）申込受付」において出店が認められた出店者は、以下の資料提出等をお願いします。

(1) 出店申込書等

①「出店申込書」②「暴力団排除等に関する誓約書」③「身分証明書の写し（顔写真があるもの）」④「出店者紹介原稿」に必要事項を記入し、次のとおり提出してください。

【提出期限】 令和5年8月4日（金） 午後7時まで

【提出先】 入間市役所 A棟2階 地域振興課（郵送可）  
出店者会議時に提出する場合は会場前受付

(2) 保菌検査（検便）結果（飲食物販売者のみ）

飲食物を販売する出店者は、食品取扱者全員が保菌検査（検便）を必ず受け、その結果を提出してください。

※保菌検査結果は、開催日前6ヶ月以内のものを提出してください（コピー可）。

【提出期限】 令和5年8月25日（金） 午後5時15分まで

【提出先】 入間市役所 A棟2階 地域振興課  
出店者会議時に提出する場合は会場前受付

(3) 飲食店営業許可証の写し（取得者のみ）

飲食店営業許可証をお持ちの方はその写しを提出してください。

なお、お持ちでない方で、以下の臨時出店要件に当てはまらない場合は食品衛生法に基づく許可が必要になる場合があります。

<臨時出店要件>

同一出店者による出店が

- ・ 年8日以内 かつ
- ・ 年4行事以内 かつ
- ・ 同一年間における出店が3日以内

【提出期限】 令和5年8月4日（金） 午後7時まで

【提出先】 入間市役所 A棟2階 地域振興課（郵送可）  
出店者会議時に提出する場合は会場前受付

3. 出店者会議について

【日 時】 令和5年8月4日（金） 午後7時00分～

【会 場】 入間市産業文化センター 2階 第2集会室（B）

【持ち物等】 出店料 6,000円・筆記用具

※会議では、出店料の支払、出店にあたっての詳細事項等の説明をするとともに、出店位置の決定（抽選）を行いますので、必ず出席してください。なお、抽選後の出店位置の変更は不可とします。

※抽選開始までに会場に到着しない場合は欠席扱いとし、事務局で出店位置を決定します。

#### 4. 出店時間等

- (1) 搬入時間：午前7時30分 ～ 午前9時00分  
※搬入許可証を提示のうえ、搬入をお願いします。搬入後、速やかに指定の場所に駐車してください（搬入許可証は出店者会議でお渡しします）。
- (2) 準備時間：搬入後 ～ 午前9時15分
- (3) 出店時間：午前9時15分 ～ 午後4時00分【厳守】
- (4) 片付け・清掃：午後4時00分 ～ 午後5時00分
- (5) 搬出時間：午後5時00分 ～ 午後5時30分
- (6) 出店場所：入間市博物館野外通路

#### 5. 出店基準

- (1) 出店の区画は、1 枠 間口4m×奥行3mを1区画とします。
- (2) 火気を使用する場合は、消火器の備え付けをお願いします。火気器具などの下には石膏ボードなどの不燃材を敷いてください。
- (3) 出店責任者及び従事者も含め、以下の項目に一つでも該当するものがある場合は、申込み及び出店ができないものとします。また、警察の見回りにより、以下のものとされた場合は、その時点から出店できないものとします。
  - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員であるもの
  - ②暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配するものであるもの
  - ③法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員であるもの
  - ④暴力団員をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの
  - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力もしくは関与しているもの
  - ⑥その他反社会的勢力と認められるもの

#### 6. 注意事項等

- (1) テント、机、消火器、椅子等は各自用意し、各自設営及び撤去してください。
- (2) 電気及びガスの設備はありません。必要な場合は各自で用意してください。
- (3) 水は施設の水道を使用できます。ポリタンク等の容器は各自用意してください。
- (4) 販売後の容器回収のため、各店でゴミ箱を用意し、ゴミの持ち帰り、会場内の清掃活動にご協力ください。
- (5) 当日の事故、売れ残り、中止等による商品の補填について、実行委員会は一切責任を負いません。

- (6) 近隣への迷惑となるような大音量での音出し行為は禁止します。
- (7) 商品の価格設定は自由とします。

7. 食品取扱いに関する注意事項

以下の事項を守り、衛生管理に努めるようお願いします。

また、

(1) 食品を取り扱う人

- ①体調が悪い人、手指に傷のある人は、食品の調理販売に携わらないでください。
- ②調理に直接従事する人は、全員が必ず保菌検査（検便）を受け、結果を提出してください。
- ②爪は短く切り、作業前、用便後は石鹼等で入念に手を洗い消毒してください。
- ③清潔な衣類を着用してください。
- ④あらかじめ決められた人以外は、調理販売に携わらないでください。
- ⑤出店場所が無人となることのないようにしてください。

(2) 食品の取り扱い

①生もの（さしみ、すし等）、生クリーム、カレー、タピオカを取り扱わないでください。

②臨時出店において製造、加工又は調理できる食品は下表のとおりです。例示品目以外の食品であっても加熱・調理工程等が類似しているものは取り扱っていただけますが保健所からの指導により、販売出来ない可能性があります。

分類	商品の名称
煮物類	おでん、煮込み、汁物、玉こんにゃく
焼き物類	肉類の焼き物、魚介類の焼き物、焼き餅、野菜類の焼き物、焼き餃子、フランクフルト、ピザ、カステラ、焼きだんご、焼きまんじゅう、煎餅、今川焼、ホットドック、ローストナッツ
揚げ物類	フライドポテト、コロケ、揚げ餃子、揚げもんじゃ、フライ、ゼリーフライ、唐揚げ、みそポテト、天ぷら、揚げドーナツ、揚げまんじゅう、カレーパン、チュロス、揚げパン、ドッグ
蒸し物・ゆで物類	野菜類の蒸し物、野菜類のゆで物、みそ田楽、蒸し餃子、水餃子、蒸しまんじゅう、蒸ししゅうまい
たこ焼き・お好み焼き類	たこ焼き・お好み焼き、もんじゃ焼き、チヂミ
麺類	ラーメン、かけそば、かけうどん、焼きそば、焼うどん
あめ類	べっこうあめ、果実あめ、カルメ焼き

ポン菓子	ポン菓子
ポップコーン	ポップコーン
かき氷	かき氷
果実チョコ	果実チョコ

- ③原則として、提供する直前に十分に加熱調理する食品を取り扱ってください。  
ただし、かき氷、果実チョコ等のいわゆるトッピング行為はこの限りではありません。
- ④加熱は十分に行い、半煮え、生焼きの食品は絶対に提供しないでください。
- ⑤前日に、提供する食品の前処理や調理は絶対にしないでください。
- ⑥調理は提供の直前に行い、作り置きはしないでください。
- ⑦臨時出店する場所において原材料の下処理及び仕込みを行わないでください。  
原材料の下処理及び仕込み等を行う場合は、営業許可を受けた施設又は清潔な調理・加工施設で行い、かつ、臨時出店における調理直前まで温度管理を徹底してください。
- ⑧食品は衛生的に保管し、冷蔵庫、クーラーボックス等を用いて低温保存してください。
- ⑨調理した食品は、会場内で早めに食べてもらうようにしてください。
- ⑩調理後、長時間（3～4時間以上）経過した食品は、提供しないでください。
- ⑪使用水は水道事業等により供給される水又は飲用に適する水としてください。
- ⑫使用する氷は水道事業等により供給される水又は飲用に適する水（原則として水道水）を用いて製氷されたものとしてください。
- ⑬調理に多量の水の使用が必要なものは取り扱わないでください。
- ⑭単に食品を仕入れて盛り付け等調理行為を行わず提供する場合は、次に事項に留意してください。

・食品衛生法第五十五条に基づく許可を受けた、又は第五十七条に基づく届出をした施設で製造されたものであること。

※食品衛生法第五十五条

公衆衛生に与える影響が著しいものとして政令で定められた営業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

食品衛生法第五十五条

食品衛生法第五十五条の許可を要する営業及び公衆衛生に与える影響が少ないとして政令で定められた営業等を除き、営業を営もうとする者は都道府県知事に届け出なければならない。

- ・衛生上支障がない場合を除き、容器包装に入れられたものであること。
- ・適正な表示がされているものであること。
- ・表示されている賞味期限、保存方法等を遵守できるものであること。

### (3) 器具等の取り扱い

- ①バット、まな板、ふきん等はよく洗い、漂白剤（次亜塩素酸系）で消毒して使用してください。
- ②食器（箸、皿、コップ等）は、使い捨てのエコ容器（紙製のもの）を使用してください。

## 8. 火気器具取扱いに関する注意事項

平成25年度に発生した福知山市花火大会での事故を受け、火災予防条例の一部が改正となり、多数の者が集合する催しで対象火気器具等を使用する者に対して、消火器を準備した上で器具を使用することが義務化されましたので、対象火気器具等を使用される出店者は1店舗1本必ず消火器の準備をお願いします。

### ※対象火気器具等とは

- (1) 気体燃料を使用する器具（ガスコンロ・ガスストーブなど）
- (2) 液体燃料を使用する器具（自家発電機・石油ストーブなど）
- (3) 固体燃料を使用する器具（薪ストーブ・炭や薪を用いたかまどなど）




### ※消火器とは

「消火器の技術上の基準を定める省令」（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に定める消火器です。水バケツ・エアゾール式簡易消火器具および住宅用消火器は該当しません。なお、使用する消火器は、設計標準使用期限内で法令にしたがって点検された良好なものを使用してください。

※必ず一般用消火器を準備してください。


**住宅用消火器**



普通火災適応	天ぷら油火災適応	ストーブ火災適応	電気火災適応
--------	----------	----------	--------

- 住宅火災に適した消火器として開発された蓄圧式消火器で、誰にでも簡単に操作できます。
- 外面が、赤色以外の色のものもあります。
- 住宅用ですので、薬剤の詰め替えができません。使用期間又は使用期限が表示されています。

**一般用消火器**



普通火災 (A火災) 木材、紙、繊維などが燃える火災	油火災 (B火災) 石油類その他の油類などが燃える火災	電気火災 (C火災) 電気設備などの火災
普通火災用	油火災用	電気火災用

- 法令で定められた義務設置用消火器です。
- 義務設置以外の場所にも設置できます。
- 耐用年数が表示されています。

主催 いるま「太鼓」セッション実行委員会

共催 入間市

後援 入間市教育委員会

お問い合わせ

いるま「太鼓」セッション実行委員会事務局

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1 入間市役所 地域振興課内

TEL 04-2964-1111 (内線2146)

FAX 04-2964-1720

公式サイト [iruma-taiko-session.com](http://iruma-taiko-session.com)

太鼓セッション当日の連絡先

令和5年9月10日(日) 午前7時00分から午後4時まで

TEL: 090-1052-3358 (運営本部)